

湧別町技能検定促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道職業能力開発協会が実施する技能検定試験の合格者に補助することで、本町における労働者の地位向上と職業の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 湧別町に在住し、かつ、本町の事業所に勤務する者で、当該事業所の事業活動に関係する技術を習得する意欲のある者。
- (2) 北海道職業能力開発協会が実施する技能検定試験で、2級以上の実技試験及び学科試験に合格した者。ただし、対象者が勤務する事業所の事業活動に必要なと認められない技能検定試験に合格した者は除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、実技試験及び学科試験の手数料を対象とし、その全額を補助する。ただし、1検定あたり21千円を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、技能検定合格後速やかに湧別町技能検定促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その適否を審査し、補助金の交付の可否を決定し、湧別町技能検定促進事業補助金交付決定承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者へ通知する。

(助成措置の取り消し等)

第6条 町長は、この要綱の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成措置を取り消し、又は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、湧別町補助金交付規則(平成21年規則第41号)によるほか、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

湧別町技能検定促進事業補助金交付申請書

年 月 日

湧別町長

様

住 所

申請者

氏 名

印

湧別町技能検定促進事業補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 技能検定試験の内容
職種（作業）
格付け
- 3 勤務先
住所
名称

注1 技能検定合格証書の写しを添付すること。ただし、後期試験合格者の場合は、合格通知書の写しをもってこれにかえることができる。

注2 技能検定試験手数料の領収書を添付すること。

注3 勤務先事業所における雇用状況及び当該事業所の事業活動に必要な技能検定資格であることを必要事項として、雇用主が証明する書類（様式第1号別紙）を作成のうえ提出すること。

様式第1号別紙

湧別町技能検定促進事業補助金交付申請に係る必要事項証明書

年 月 日

湧別町長

様

住 所

証明者

氏 名

印

(住所、氏名)が、年 月 日付けにて湧別町長に提出した湧別町技能検定促進事業補助金交付申請書に関し、その必要事項について下記のとおり証明します。

記

1 雇用状況

年 月 日より現在まで雇用しております。

2 技能検定資格

本事業所は、を事業活動として行っており、
検定 級は、必要な資格であります。

様式第2号（第5条関係）

湧別町技能検定促進事業補助金交付決定承認（不承認）通知書

年 月 日

様

湧別町長

印

年 月 日付けで申請のあった湧別町技能検定助成事業補助金については、湧別町技能検定促進事業補助要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定内容 承認 ・ 不承認
- 2 理由（不承認の場合）
- 3 添付書類 補助指令